

第52号様式(第48条)

(表)

第 号

身 分 証 明 書

所 属
職 名
氏 名

年 月 日生

上記の職員は、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第49条第1項の規定により、立入調査を行う者であることを証明します。

年 月 日

横浜市長

印

(A8)

(裏)

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(抜粋)

(立入調査)

第49条 市長は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。